



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年2月12日火曜日 第1937号

◇ 目次 ◇

指定自立支援医療機関の指定.....	89
中小企業等協同組合法施行規程の一部改正.....	89
土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....	92
道路の供用開始（県道新居浜別子山線）.....	92
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	92
道路の供用開始（ " ）.....	92
道路の区域変更（県道西条久万線）.....	93
道路の供用開始（ " ）.....	93

道路の供用開始（県道大洲長浜線）.....	93
道路の区域変更（県道伊予石城停車場線）.....	93
道路の供用開始（ " ）.....	94
都市計画の決定に係る図書の写しの縦覧.....	94
都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（2件）.....	94
愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し.....	94

監査公表

監査結果に基づく措置の公表（2件）.....	94
------------------------	----

告 示

○愛媛県告示第176号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。
平成20年2月12日

愛媛県知事 加戸守行

名 称	所 在 地	開設者の氏名又は名称	担当しようとする医療の種類	指定年月日
ひらの薬局	大洲市平野町野田3198 - 2	有限会社喜多調剤	精神通院医療（薬局）	平成20年2月1日

○愛媛県告示第177号

中小企業等協同組合法施行規程（平成19年8月愛媛県告示第1402号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。
平成20年2月12日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「法」という。）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成20年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき行政庁が定めることとされている基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（既発生未報告支払準備金）</p> <p>第2条 規則第144条第1項第2号の行政庁が定める金額は、共済規程（法第9条の6の第1項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）に基づく共済の種類ごとに、それぞれ次の各号に掲げる金額を平均した金額とする。ただし、当該平均した金額が零を下回った場合には、零とする。</p> <p>(1) 支払準備金の計算の対象となる事業年度（以下「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額（次項に規定する既発生未報告支払準備金積立所要額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、対象事業年度</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「法」という。）及び中小企業等協同組合法施行規則（平成19年内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「規則」という。）の規定に基づき行政庁が定めることとされている基準に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（既発生未報告支払準備金）</p> <p>第2条 規則第118条第1項第2号の行政庁が定める金額は、共済規程（法第9条の6の第1項に規定する共済規程をいう。以下同じ。）に基づく共済の種類ごとに、それぞれ次の各号に掲げる金額を平均した金額とする。ただし、当該平均した金額が零を下回った場合には、零とする。</p> <p>(1) 支払準備金の計算の対象となる事業年度（以下「対象事業年度」という。）の前事業年度末の既発生未報告支払準備金積立所要額（次項に規定する既発生未報告支払準備金積立所要額をいう。以下この条及び次条において同じ。）に、対象事業年度</p>

の共済金支払額及び普通支払準備金の額（規則第144条第1項第1号に掲げる金額をいう。以下同じ。）（以下「共済金支払額等」という。）を対象事業年度の前事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額

(2)・(3) 省略

2 省略

（異常危険準備金の積立基準）

第4条 規則第145条第4項第1号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金」という。）は、共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

(1)～(8) 省略

2 規則第145条第4項第2号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金」という。）は、規則第150条第2号に掲げる額に1,000分の100を乗じて得た額及び責任準備金（同号の予定利率リスクを有するものに限る。次条第2項において同じ。）の金額に1,000分の1を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

3 省略

（異常危険準備金の積立限度）

第5条 省略

2 異常危険準備金の積立は、規則第150条第2号に掲げる額及び責任準備金の金額に100分の3を乗じて得た額の合計額を限度とする。

（出資金、準備金等の計算）

第8条 規則第149条第1項第4号の行政庁が定める率は、100分の90（特定共済組合（法第9条の2第7項に規定する特定共済組合をいう。）及び特定共済組合連合会（法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」と総称する。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第21項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、100分の100）とする。

2 規則第149条第1項第5号の行政庁が定める率は、100分の85（特定共済組合等が有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、100分の100）とする。

3 規則第149条第1項第6号の行政庁が定めるものは、次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

(3) 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。） 次の算式により得られる額（繰延税金資産（税効果会計（規則第102条第1項第2号に規定する税効果会計をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の額が零である特定共済組合等（繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。）にあっては、零とする。）

$$A \times \frac{t}{(1-t)}$$

備考 省略

の共済金支払額及び普通支払準備金の額（規則第118条第1項第1号に掲げる金額をいう。以下同じ。）（以下「共済金支払額等」という。）を対象事業年度の前事業年度の共済金支払額等で除して得られた率を乗じて得られた金額

(2)・(3) 省略

2 省略

（異常危険準備金の積立基準）

第4条 規則第119条第5項第1号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金」という。）は、共済規程に基づく共済の種類ごとに、次の各号に掲げるリスクの区分に応じ当該各号に定める額の合計額以上を積み立てるものとする。

(1)～(8) 省略

2 規則第119条第5項第2号に掲げる異常危険準備金（以下「異常危険準備金」という。）は、規則第124条第2号に掲げる額に1,000分の100を乗じて得た額及び責任準備金（同号の予定利率リスクを有するものに限る。次条第2項において同じ。）の金額に1,000分の1を乗じて得た額の合計額以上を積み立てるものとする。

3 省略

（異常危険準備金の積立限度）

第5条 省略

2 異常危険準備金の積立は、規則第124条第2号に掲げる額及び責任準備金の金額に100分の3を乗じて得た額の合計額を限度とする。

（出資金、準備金等の計算）

第8条 規則第123条第1項第4号の行政庁が定める率は、100分の90（特定共済組合（法第9条の2第7項に規定する特定共済組合をいう。）及び特定共済組合連合会（法第9条の9第4項に規定する特定共済組合連合会をいう。）（以下「特定共済組合等」と総称する。）が有するその他有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第8条第21項に規定するその他有価証券をいう。以下同じ。）の貸借対照表計上額の合計額が帳簿価額の合計額を下回る場合には、100分の100）とする。

2 規則第123条第1項第5号の行政庁が定める率は、100分の85（特定共済組合等が有する土地の時価が帳簿価額を下回る場合には、100分の100）とする。

3 規則第123条第1項第6号の行政庁が定めるものは、次の各号に掲げるものとし、当該定めるものの額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1)・(2) 省略

(3) 税効果相当額（任意積立金の取崩しを行うこと等によりリスク対応財源として期待できるものの額をいう。） 次の算式により得られる額（繰延税金資産（税効果会計（規則第76条第1項第2号に規定する税効果会計をいう。以下同じ。）の適用により資産として計上されるものをいう。以下同じ。）の額が零である特定共済組合等（繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された額があるものに限る。）にあっては、零とする。）

$$A \times \frac{t}{(1-t)}$$

備考 省略

(リスクの合計額)

第9条 規則第150条に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

$$\text{リスクの合計額} = [(R_1)^2 + (R_3 + R_4)^2]^{1/2} + R_2 + R_5$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

R₁ 一般共済リスク相当額（次条第1項第1号に掲げる額をいう。）

R₂ 巨大災害リスク相当額（次条第1項第2号に掲げる額をいう。）

R₃ 予定利率リスク相当額（規則第150条第2号に掲げる額をいう。）

R₄ 財産運用リスク相当額（規則第150条第3号に掲げる額をいう。）

R₅ 経営管理リスク相当額（規則第150条第4号に掲げる額をいう。）

(各リスクの計算)

第10条 規則第150条第1号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

(1)・(2) 省略

2 規則第150条第2号に掲げる額は、責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第2の左欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じて得た額を合計して計算するものとする。

3 規則第150条第3号イに掲げる額は、リスク対象資産を別表第3の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額（貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。）にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

4 規則第150条第3号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第4の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

5 規則第150条第3号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第5の左欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

6 規則第150条第3号ニに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

(1)・(2) 省略

7 規則第150条第4号に掲げる額は、同条第1号から第3号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第8の左欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて計算するものとする。

（貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額）

第11条 規則第192条第2項及び第3項の行政庁が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

(1) 規則第145条第1項第2号の異常危険準備金の額

(2)・(3) 省略

(リスクの合計額)

第9条 規則第124条に規定する同条各号に掲げる額を基礎として計算した額は、次の算式により計算した額とする。

$$\text{リスクの合計額} = [(R_1)^2 + (R_3 + R_4)^2]^{1/2} + R_2 + R_5$$

備考 この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

R₁ 一般共済リスク相当額（次条第1項第1号に掲げる額をいう。）

R₂ 巨大災害リスク相当額（次条第1項第2号に掲げる額をいう。）

R₃ 予定利率リスク相当額（規則第124条第2号に掲げる額をいう。）

R₄ 財産運用リスク相当額（規則第124条第3号に掲げる額をいう。）

R₅ 経営管理リスク相当額（規則第124条第4号に掲げる額をいう。）

(各リスクの計算)

第10条 規則第124条第1号に掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

(1)・(2) 省略

2 規則第124条第2号に掲げる額は、責任準備金の予定利率ごとに当該予定利率を別表第2の左欄に掲げる予定利率の区分により区分し、それぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて得られた数値を合計し、その得られた合計値を、当該予定利率の責任準備金残高に乗じて得た額を合計して計算するものとする。

3 規則第124条第3号イに掲げる額は、リスク対象資産を別表第3の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額（貸借対照表に計上されたリスク対象資産の額をいう。以下同じ。）にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

4 規則第124条第3号ロに掲げる額は、リスク対象資産を別表第4の左欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

5 規則第124条第3号ハに掲げる額は、リスク対象資産を別表第5の左欄に掲げる法人の業務形態ごとに同表の中欄に掲げるリスク対象資産の区分により区分し、当該リスク対象資産の額にそれぞれ同表の右欄に定めるリスク係数を乗じた額を合計して計算するものとする。

6 規則第124条第3号ニに掲げる額は、次に掲げる額を合計して計算するものとする。

(1)・(2) 省略

7 規則第124条第4号に掲げる額は、同条第1号から第3号までに規定するリスク相当額の合計額に、別表第8の左欄に掲げる対象組合の区分に応じ、同表の右欄に定めるリスク係数を乗じて計算するものとする。

（貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額を基礎として計算した金額）

第11条 規則第166条第2項及び第3項の行政庁が定めるところにより計算した金額は、貸借対照表の負債の部に計上されるべき金額の合計額から次に掲げる額の合計額を控除した金額とする。

(1) 規則第119条第1項第2号の異常危険準備金の額

(2)・(3) 省略

別表第6（第10条第6項第1号関係）

リスク対象金額	リスク係数
規則第144条第3項に基づいて積み立てないこととした支払準備金及び規則第148条に基づいて積み立てないこととした責任準備金	1パーセント

備考 省略

別表第6（第10条第6項第1号関係）

リスク対象金額	リスク係数
規則第118条第3項に基づいて積み立てないこととした支払準備金及び規則第122条に基づいて積み立てないこととした責任準備金	1パーセント

備考 省略

○愛媛県告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成20年 2月12日

愛媛県知事 加戸守行

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	斉藤 修	西条市氷見乙1601番地
監事	真鍋 寛	西条市氷見甲34番地2

○愛媛県告示第179号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、津島町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成20年 2月12日

愛媛県知事 加戸守行

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	池田 弥三男	宇和島市津島町北灘甲470番地5

○愛媛県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	新居浜別子山線	新居浜市別子山字別子山乙555番158から 同字乙555番2まで	平成20年 2月12日

○愛媛県告示第181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	西条久万線	西条市中興字淀丙201番4から 同字丙537番2まで	旧	メートル 15.1～19.8	キロメートル 0.084	
			新	16.3～19.8	0.084	

○愛媛県告示第182号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月12日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市中興字淀丙201番4から 同字丙537番2まで	平成20年2月12日

○愛媛県告示第183号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市西之川字老野丁217番10から 同字丁215番5まで	旧	メートル 11.7～26.2	キロメートル 0.017	
			新	11.7～26.2	0.017	

○愛媛県告示第184号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市西之川字老野丁217番10から 同字丁214番2まで	平成20年2月12日

○愛媛県告示第185号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大洲長浜線	大洲市長浜町仁久字目当場甲4番9から 同町長浜字江湖甲19番57まで	平成20年2月12日

○愛媛県告示第186号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	伊予石城停車場線	西予市宇和町岩木153番2から 同町岩木154番2まで	旧	メートル 7.6～7.6	キロメートル 0.051	
			新	14.8～14.8	0.051	

○愛媛県告示第 187 号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局西予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成20年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊予石城停車場線	西予市宇和町岩木153番 2 から 同町岩木154番 2 まで	平成20年 2月12日

○愛媛県告示第 188 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画特別用途地区の決定に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

衆の縦覧に供する。

平成20年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 190 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画道路の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成20年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第 189 号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定に基づき、松山広域都市計画土地区画整理事業の変更に係る都市計画の図書の写しを愛媛県庁において公

○愛媛県告示第 191 号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人の指定が取り消されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第 8 号）第 5 条第 3 項の規定により告示する。

平成20年 2月12日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	売 り さ ば き 人		売 り さ ば き 所	取 消 年 月 日
	住 所	氏 名 又 は 名 称		
松第 98号	松山市花園町 3 番 1 号	日本貸金業協会愛媛県支部	松山市花園町 3 番 1 号	平成20年 1月31日

監 査 公 表

○公表第 3 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 199 条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 2月12日

愛媛県監査委員 壺 内 紘 光
 同 白 石 友 一
 同 岡 田 志 朗
 同 田 中 多 佳 子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 予 児 童 相 談 所	平成19年 2月 8 日

（監査の結果）

児童福祉施設入所措置費負担金については、納期限内の収入確保に努めるとともに、滞納繰越額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 分	滞納繰越分	計	
18年度	1,552,310	12,209,100	13,761,410	平成18年12月31日現在 （対前年同月比）
17年度	1,837,690	11,403,310	13,241,000	
差引増減	285,380	805,790	520,410	

（措置の内容）

児童福祉施設入所措置費負担金については、保護者等に対して、措置の際に負担金の制度を十分に説明するなどして、適期収入に努めた。

また、滞納となったものについては、督促状、催告書の送付、電話催告、臨戸を実施するとともに、12月までに徴収会議を 3 回開催し、未納者の状況把握と徴収可能な債務者を選別し重点的な納入催告に努めた。

今後とも、負担金の適期収入に留意するとともに、滞納繰越分については、保護者との連絡を密にし、効果的な督促を行い、収入の確保に努めたい。

区分	収入未済額（円）		
	平成18年12月31日現在	平成19年度への繰越額（平成18年度末現在）	平成19年12月31日現在
平成18年度分	1,552,310	1,967,460	1,802,560
滞納繰越分	12,209,100	10,890,220	10,889,320
計 ①	13,761,410	12,857,680	12,691,880
平成19年度分②	-	-	920,540
合計（①+②）	13,761,410	12,857,680	13,612,420

○公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年 2月12日

愛媛県監査委員 壺内 紘 光
同 白石 友 一
同 岡田 志 朗
同 田中 多佳子

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日									
河 川 課	平成19年10月29日									
<p>（監査の結果）</p> <p>代執行費用徴収金については、適切な債権管理が望まれる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>調定年度</th> <th>収入未済額（円）</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>18年度</td> <td>4,000,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,000,000</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		調定年度	収入未済額（円）	備 考	18年度	4,000,000		計	4,000,000	
調定年度	収入未済額（円）	備 考								
18年度	4,000,000									
計	4,000,000									
<p>（措置の内容）</p> <p>代執行費用については、債務者から分割納付の申し出を受け、内容を検討したうえで、これを承認しており、現在、承認した分割納付計画に基づいて毎月一定額を徴収している。</p>										